

山、川、海、自然と調和した美しい文化の町 たけはら

竹原市環境基本計画を策定しました

まちづくり推進課生活環境係 ☎ 22-7734

1. 環境基本計画とは

「竹原市環境基本計画」は、竹原の美しい自然や美しいまちを守っていくために、市民・事業者・行政が協働して何を行っていくかを定めた指針で、今後は、この計画に基づいて環境行政を行っていきます。

目標とする環境像は、「山、川、海、自然と調和した美しい文化の町 たけはら」です。市民から提案されたこの環境像には、瀬戸内の自然、歴史文化とともに生きることを大切にしていこうという思いを込めています。



2. 環境施策の推進

望ましい環境像及び基本目標を達成していくための環境施策を進めます。

■生活環境 ○大気質の保全、水質・水循環の保全 ○土壌の保全・有害化学物質対策 ○騒音・振動及び悪臭の防止 ○廃棄物の発生抑制・再利用・適正処理	➡	きれいな空気と水と土、安全・安心で健康に暮らせるまちを目指します。
■自然環境 ○生物多様性の確保及び自然環境保全 ○人と自然とのふれあいの推進	➡	自然とふれあい、自然を大切にし、自然を守ります。
■快適環境 ○歴史的・文化的遺産の保全 ○快適な環境づくり	➡	歴史と文化を守り、うるおいのある住みよいまちを目指します。
■地球環境 ○資源・エネルギーの有効的な利用 ○地球環境保全対策の推進	➡	地球環境を守る大切さを思い、身近なことから行動します。
■環境教育等 ○環境教育及び環境保全活動の推進	➡	市民みんなが参加して、環境保全に取り組むまちを目指します。

3. 重点的な取組み

市民の関心が高い重要な環境課題に対して、市民や事業者が、行政と協働して継続的に実施していく取組みを今年度から進めていきます。

①たけはらの環境美化プロジェクト

多くの方が清掃活動に参加し、継続していくことで、ごみのないまちを目指します。また、環境美化条例の制定について検討します。

②たけはらの地球温暖化防止プロジェクト

竹原市地球温暖化対策地域協議会（仮称）を設置し、市民・事業者・行政が協働して地球温暖化防止に取り組んでいきます。



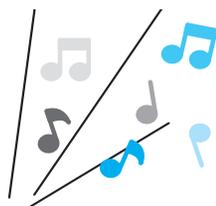
4. 今年度の予定

今年度は、竹原市地球温暖化対策地域協議会（仮称）のメンバーを選出し、広島県が実施する「地球温暖化防止活動推進員育成研修会」への参加を通じて、具体的な活動を行っていくための準備を進めます。メンバーの一部は一般公募する予定です。市のホームページや広報でもお知らせしますので、積極的に活動いただける人をお待ちしています。なお、計画期間や計画の内容等は、市のホームページで見ることができます。

音にもっと気づきを！

私たちは、気づかないうちに、いろいろな音を発生させています。この音は、自分では気にならなくても、時間帯や大きさによっては周りの人を不快にさせることがあります。

あなたの出しているその音が他の人にとって迷惑になっていないか、見つめ直してみましょう。



1. 音はひかえめに

楽器を演奏する時やステレオ、テレビ、ラジオ等を使うときは音量に注意しましょう。ステレオなどではヘッドホンを使いましょう。

2. ご近所となかよく

日頃からあいさつをするなど、近所づきあいを心がけましょう。お互いを思いやる気持ちが静かな生活環境をつくりだします。

ルールづくりや申し合わせ、啓発活動など、地域ぐるみで生活騒音の防止に努めましょう。

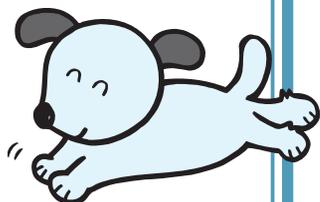
3. より確実な騒音対策を

掃除機、洗濯機、エアコンなどには、品質表示ラベルに騒音値が表示されています。購入の時には、音の小さい機種を選びましょう。

4. ペットの鳴き声に注意を

ペットの習性をきちんと知ったうえで飼いましょう。

近隣に配慮し、しつてもしっかりと行いましょう。



問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係

☎ 22-7734

的場海岸の大掃除ボランティアを募集します！ ～リフレッシュ瀬戸内～

美しい瀬戸内海を次世代に残していくため、みんなの力で、的場海岸を広島県で一番きれいな海水浴場にしましょう。

日時 6月27日（日）9時～10時

場所 的場海水浴場～的場西海水浴場

申し込み・問い合わせ

6月11日（金）までに、港湾管理事務所（☎ 22-0173）へ

※この清掃は、「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」と瀬戸内沿岸の自治体の統一行動として行われます。



不法投棄は犯罪です！

平成21年1月～12月の1年間に、市内の不法投棄に関する相談・苦情が52件寄せられました。そのうち、竹原警察署による検挙件数は7件、検挙人数は6人・1法人となっています。

市では、市内数箇所に監視カメラを設置し、不法投棄防止について強化を図っています。

不法投棄は犯罪であることを認識し、ゴミの適正処分と不法投棄に関する情報提供にご協力ください。



問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係

☎ 22-7734